

群馬県シニア50サッカーリーグ運営要項

総 則

- 第1条 このリーグは、群馬県シニア50サッカーリーグという。
- 第2条 このリーグは、(公財)日本サッカー協会の憲章に基づき、(公社)群馬県サッカー協会の統括を受ける。
- 第3条 このリーグの運営は、別に定める運営委員会にて行う。
- 第4条 このリーグの事務局は、群馬県シニアサッカー連盟の事務局長宅に置く。

目 的

- 第5条 このリーグは、生涯スポーツであるサッカーを通じて、加盟各チームの親睦を深めると共に地域の活性化を図り、サッカー競技の普及・発展に努めることを目的とする。

組 織

- 第6条 このリーグは、群馬県シニアサッカー連盟に登録された会員により構成されたチームで組織する。

運営及び役員

- 第7条 このリーグを円滑に運営するために運営委員会を設け、次の役員を置く。
- | | | | |
|------------|-----|---------|-----|
| 1. 統括運営委員長 | 1名 | 8. 統括会計 | 1名 |
| 2. 運営委員長 | 1名 | 9. 会計 | 1名 |
| 3. 運営副委員長 | 1名 | 10. 事務局 | 若干名 |
| 7. 運営委員 | 若干名 | | |

- 第8条 統括運営委員長、統括運営副委員長、運営委員長及び運営副委員長、統括会計、は、運営委員の互選とする。
運営委員会は、加盟チームより各1名、群馬県シニアサッカー連盟より選出された代表、若干名により組織する。

- 第9条 事務局は運営委員の中から統括運営委員長が選任し依頼する。
- 第10条 役員の任期は2年とする。但し留任はさまたげない。

会 議

- 第11条 運営委員会は、次の事項を審議・決定する。
1. 役員の推举並びに選出に関すること。
 2. リーグ日程の立案並びに実施に関すること。
 3. 予算並びに決算に関すること。
 4. 賞罰の裁定に関すること。
 5. 本要項並びに諸規定の制定・改廃に関すること。
 6. その他の決議を要する重要事項の審議。

第12条 運営委員会は、必要に応じて統括運営委員長が召集する。但し、運営委員の過半数から請求のあった時は、これを召集しなければならない。

運営委員会の議長は、統括運営委員長があたる。議長不在のときは運営副委員長がこれを代行する。

第13条 決議事項は運営委員の構成人員の2/3以上をもって成立する。

運営費

第14条 このリーグに参加するチームは、別に定めるリーグ参加費を、毎年指定期日までに、群馬県シニアサッカー連盟会計の口座に納入する。

第15条 このリーグの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終了する。

第16条 このリーグの収入は、次の通りとする。

1. 会費収入 2. 寄付金収入 3. 補助金 4. その他の収入

第17条 このリーグの支出は、次の通りとする。

1. 会場費 2. 審判手当 3. 会議費 4. 事務通信費
5. 交通費 6. 役員手当 7. その他

選手資格

第18条-1 このリーグに参加できる選手は、(公財)日本サッカー協会に登録された選手であり、且つ、群馬県シニアサッカー連盟に登録された選手であること。

第18条-2 参加者は、あらかじめ健康診断を受けるなど、各自の健康は各自で責任を持つこと。なお、体調不良の場合は試合への参加を見合わせること。

第19条 このリーグに参加できる年齢は50歳以上とする。

第20条 このリーグに参加する選手が(公社)群馬県サッカー協会1種に登録をしていても二重登録としない。ただし、(公財)日本サッカー協会への登録はどちらか一つのチームとする。このリーグへ参加する選手の登録は1人1チームとし、シニア40リーグへの参加は認めない。ただし、シニア60で登録した者で予めチーム名簿に記載されたものは本リーグへの参加を認める。

第21条 運営委員会はリーグ戦開始前に参加選手の資格認定を行う。

また、試合に出場する選手は、(公財)日本サッカー協会発行の選手証を携帯すること。携帯端末での選手証の確認でも資格認定とする。

第22条-1 選手の追加登録は、隨時行えるものとする。但し、運営委員会の承認を得た後に試合に出場できる日程を決定する。
(公財)日本サッカー協会への登録が完了し、選手証が発行されるまでの間、Web登録の2次承認が完了したものをプリントアウトし、写真を添付して試合会場に持参すること。携帯端末での選手証の確認でも資格認定とする。

第22条-2 選手の移籍登録は、群馬県シニアリーグ間の場合、リーグ開幕年度の8月末日までの申請については移籍できるものとする。
また、群馬県シニアリーグ間でない場合は、隨時行えるものとする。
但し、運営委員会の承認を得た後に試合に出場できる日程を決定する。

ユニフォーム

第23条 フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに正・副2組のユニフォームを試合会場に持参すること。

ユニフォームの色はあらかじめ対戦チーム間で決定し、主審の承認を得る。両チームが譲らない場合は抽選により決定する。

原則、(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規定に準ずる。

日程及び組合せ

第24条 このリーグの日程は、毎年4月に開始し同年12月までに終了する。

第25条 このリーグは1回総当りのリーグ戦を行い、順位を決定する。

第26条 試合日程及び組合せは、運営委員会で決定する。

第27条 このリーグへ初めて参加するチームは、参加年度の前年12月までに連盟常任理事会の承認を得なければならない。

審判委員

第28条-1 このリーグの審判員は、当該チーム以外の第3のチームが行うものとし、主審・副審・第4審は有資格者とする。ただし、主審は3級以上または、連盟で主催する審判特別講習を受講したものに限る。

第28条-2 4級審判員で主審を行うものは、連盟で主催する審判特別講習を受講しなければならない。

第30条 審判手当は主審・副審・第4審を含め、5000円/回とする。

表 彰

第31条 全日程終了後、その成績により表彰する。

チーム表彰

1.優勝 2.準優勝 3.第三位 4.フェアプレー賞

個人表彰

1.最優秀選手 2.得点王 3.優秀選手

試 合

第32条 リーグ開催年度の(公財)日本サッカー協会競技規則を適用する。

第33条 試合時間は、60分(30分ハーフ)とする。

第34条-1 選手交代は、隨時行えるものとし、一旦退場した選手の再出場を認めるが、再々出場は認めない。但し、負傷退場により11名に満たなくなった場合は再々出場を認める。

第34条-2 試合においてベンチ入場できるものは、2015年プログラムエントリー用紙にて認められた役員及び登録選手に限る。

順位の決定

第35条 順位は勝点の多い順で決定する。

1.勝ち…3点 2.引分け…1点 3.負け…0点

4.不戦勝…3点 5.不戦敗…0点

不戦勝・不戦敗の得点は5-0とする。

また、試合が中止になった場合は、再試合とする。

第36条 勝点で順位が決定しない場合は、次のように順位を決定する。

1.得失点差 2.総得点 3.当該チームの成績 4.決定戦(1試合)

第37条 このリーグで優勝したチームは、翌年の全国シニアサッカー大会関東予選大会の出場権を得る。

使用球

第38条 使用球は、重さ400g規格とし、両チームより1個持寄り、審判が採用球を決定する。

警告・退場

第39条 リーグ期間中に警告を累積で3回受けた者は次の1試合に出場出来ない。

リーグ期間中に退場を受けた者は(公財)日本サッカー協会懲罰規定に沿って規律・フェアプレー委員会により処分を決定する。

このリーグでの出場停止処分はこのリーグで消化するものとする。ただし、一種や上位公式大会に出場の場合は(公財)日本サッカー協会規定に準ずる。

試合会場

第40条 試合会場は、このリーグに加盟する各チームが確保する。

第41条 会場設営料は、会場の賃料のみを支払うものとし、領収書の実費を支給する。

附 則

この運営要項は、群馬県シニアサッカーリーグ50運営委員会の承認を得ずに改廃することは出来ない。

① この運営要項は2009年4月1日より実施する。(第6回リーグ)

:

⑯ この運営要項は2015年4月1日より実施する (第12回)